

2002（平成14）年12月10日
放送と人権等権利に関する委員会決定第19号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 福井県内の
産業廃棄物収集運搬業者
被申立人 日本放送協会（NHK）福井放送局

I. 申立に至る経緯

2002年5月24日、福井県廃棄物対策課は、県内の産業廃棄物収集運搬業者である申立人が、契約のない処理業者に産業廃棄物を運び込んだ上、廃棄物の受け渡しを管理するための書類に虚偽の記載をしていたとして、この収集運搬業者の事業許可を取り消す行政処分を行った。

NHK福井放送局（以下「被申立人」または「福井局」という）は、県が公表したこの処分内容を同日午後6時10分からと午後8時45分からのローカルニュース枠で放送した。

この放送に対して、処分を受けた収集運搬業者である申立人は、6月6日「NHKのニュースは誤った内容である上、不適正な画像放映が為されたことにより、申立人の会社や役職員らの人権と名誉を著しく損ねた」と文書で福井局へ抗議し、謝罪報道等の救済措置を講ずるよう要求した。

福井局では、福井県に問い合わせるなど報道内容について再調査したところ事実関係に間違いがないことが確認できたとして、6月8日申立人側に電話で「県の発表に基づき事実を伝えたもので、映像についても県の発表後に撮影取材したもの」と説明した。

しかし申立人側はこの説明に納得せず、6月10日にBRO事務局に「放送局側は非を認めず、決裂状態になった」と伝え、申立ての意向を示した。

その後申立人は6月14日福井県と県知事を相手取って「処分の取り消しと損害賠償を求める訴え」を福井地裁に起こした。

この一か月余り後の7月24日付けで申立人は「被申立人は当方への取材・確認をしないまま、県の一方的な言い分を報道して、当方の名誉・信用を毀損した」などとして、BRCに申し立てたものである。

II. 申立人の申立要旨

1. 行政処分の効力発生について

被申立人は、申立人が5月24日、福井県から産業廃棄物収集運搬業許可を取り消されたことを申立人事務所の映像を流しながら放送した。しかし、行政処分は処分の通知書が被処分者に送達されてはじめて効力が生じるが、放送時点では申立人は通知書の送達を受けておらず、処分の効力は生じていなかった。

それにもかかわらず、すでに処分の効力が生じた旨報道することは、申立人の人権（名誉・信用）の侵害である。

2. 報道の公正さについて

申立人は本件処分が違法なものと考えており、処分に対してその取り消しを求める審査請求や行政訴訟を提起しているが、被申立人は申立人に対する取材・確認をしないまま、福井県の一方的な言い分に従って放送して、いかにも申立人が違法業者であるかのようなイメージを視聴者に与えた。

被処分者に対する取材・確認を行わないまま、一方当事者である県側の言い分のみに基づいて放送することは、報道の公正を害すると言わざるを得ない。

3. 事務所の映像について

当該ニュースで使われた事務所の映像は、被写体の状況から判断して処分に先立つ5月21日に撮影したものと考えられる。本件処分の正式決裁がなされていない時に、報道目的で申立人事務所を無断で撮影することは、申立人の肖像権の侵害行為である。

なお、映像が21日撮影と判断する理由は、写っている収集車のふたが開いていたのは21日だけであり、また駐車している白の軽自動車は、被申立人が撮影したと主張する24日には事務所には置いてなかったことによる。

以上の事由から被申立人に対し、訂正報道または申立人の言い分を含めた一連の経過についての報道を求める。少なくとも、今後の報道に当たっては被処分者の取材も行った上で、公正な報道がなされるよう求める。

Ⅲ. 被申立人の答弁要旨

1. 行政処分の効力発生について

申立人は、報道時点では行政処分の効力は生じていないと主張するが、処分当日の5月24日午前9時半頃、県の担当者が申立人の携帯電話に連絡して処分が決定した旨伝えており、民法97条によればこの時点で処分の効力は発生している。

さらに、同日午前11時50分頃、県の担当者が申立人宅を訪れ、応答がなかったため郵便受けに通知書を入れ、通知書の送達も完了している。こうした手続きを経て県は処分を発表しており、報道に先立ってすでに処分の効力は生じている。申立人の主張には根拠がない。

2. 報道の公正さについて

今回の報道は、県の発表に基づいて、県に対し確認取材をした上、県が処分を行ったことを伝えたものである。

処分が違法との申立人の主張については、6月14日に申立人が起こした行政訴訟を同日のニュースで報道している。

NHKは県の処分だけでなく、処分を不服とする申立人の主張も報道しており、一貫して公正な立場をとっている。

3. 事務所の映像について

申立人の事務所の映像は、県が発表した5月24日午後3時過ぎに敷地外から撮影した。申立人は事前に撮影されたと主張するが、まったくの誤解である。

なお、事務所の建物には肖像権はなく、権利侵害が発生することはない。

以上の点から、申立人の主張する「名誉・信用、肖像権の侵害」は、いずれも根拠がないと考える。

Ⅳ. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 行政処分の効力発生と本件報道について

申立人は、本件報道の時点においては、本件行政処分の効力は生じていなかったにもかかわらず、処分について報道することは申立人の人権を侵害するものと主張する。

しかし、一般に受領を要する行政処分については、「行政庁が相手方に処分を通知し、相手方がその内容を知った時点、あるいは知ることができる状態におかれた時点で対外的な効力が発生する」とされている。

処分庁である福井県は発表当日である5月24日午前9時半頃、申立人に電話で処分を通知し、更に同日午前中に書面による送達も完了し、すべて前掲の条件を満たしたものとして、同日午後2時報道機関各社に対しその内容を発表したものである。

このように行政処分の通知は、法令に特段の定めがない限り、口頭でも良いと解され、電話での通知によっても処分の効力は発生するものと考えられている。

これに対し、「処分が相手方一般国民に対する不利益処分或いは不許可処分である場合は、条理上すべて文書によるべきであり通知書が相手方に送達された時に効力が生ずると解すべきである」とする反論があるが、前掲の通説の変更は判例を待つしかない。

以上により判断すれば、処分庁である福井県が本処分は効力発生済みのものとして報道機関に発表し、被申立人がその発表に基づいて本件報道を行ったことについては何らとがめるべき点を見出すことはできない。また、そもそも報道機関には相応の根拠の裏付けがあれば、効力発生の如何にかかわらず、行政処分につき自由な報道が認められるべきである。

2. 報道の公正さについて

申立人は、被処分者である申立人に取材・確認を行わないまま、一方当事者である県側の言い分のみに基づいて放送することは、報道の公正を害するものであると主張する。

しかし本件は行政処分であり、行政庁である福井県が公権力の行使として、法に則り聴聞手続きを経、被処分者から意見陳述を受けた上で決定した処分である。

申立人は、「一方当事者である県側の言い分のみを報道した」と主張するが、処分を発表する場合その理由を示すのは当然のことであり、報道機関がその発表に基づいて処分の理由を報道するのもまた当然のことである。

他方において、メディアは公権力の適正な行使に向けて監視する役割を担っていること、及び本件処分は廃棄物収集運搬業者の事業許可の取り消しという厳しい処分であったこと等から、報道するに当たり、被処分者である申立人の意見を取材することが望ましかった。

しかし、本件処分に関連して、被申立人は申立人による処分取り消しの訴えも報道しており、当初に取材をしなかったことが直ちに報道の公正を害したものとまではいえない。

3. 事務所の映像について

申立人は、事務所の無断撮影は申立人の肖像権の侵害であり、また当該映像は当該処分に先立って撮影されたものであると主張する。

しかしながら、肖像権とは「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真を公表されない権利」であり、専ら自然人の権利とされている。したがって、当該事務所の本件撮影は肖像権とはかかわりないものである。また、その撮影が申立人に無断で行われ、かつ例えそれが当該処分に先立って行われたものであったとしても、放映された映像によって何らかの権利侵害が生じるなど、特段の事情が存在しない限り非難に値するとは考えられない。

4. 結論と措置

申立人は、本件報道は、いかにも申立人が違法業者であるかの如きイメージを視聴者に与えるものであって、申立人の名誉・信用を甚だしく毀損するものであると主張する。しかし、行政処分（不利益処分）の発表の報道である本件放送は公共の利害に関する事実であり、専ら公益目的のためであって、かつ真実と信じるにつき相当の理由があったと認められるので、名誉・信用の毀損には該当しない。従って、本件報道には人権侵害、放送倫理違反の何れも認められないものと判断する。

V. 審理経過

審理経過は以下の通りである。

審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
2002. 7. 24	申立人から「申立書」受理
7. 29	「申立書」を被申立人に送付
8. 13	被申立人から「答弁書」と放送済みテープ受理
8. 20	委員会審理、審理入り決定
8. 21	申立人に「答弁書」送付、「反論書」要請
9. 3	申立人から「反論書」受理
9. 5	被申立人に「反論書」送付、「再答弁書」要請
9. 10	現地調査実施
9. 12	被申立人から「再答弁書」受理
9. 17	委員会審理
9. 27	第1回起草委員会
10. 15	委員会審理
11. 19	委員会審理、ヒアリング
11. 29	持ち回り審理、「委員会決定」原案了承
12. 10	委員会決定、通知・公表